

☆定額減税 最終編

新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付及び、新たに住民税均等割のみ非課税となる世帯への給付のお知らせが、対象者には、市区町村から、ほぼ郵送されていると思います。

ラストに気になるのは、青色専従者の扱いです。

既にご存知の会員も多々いらっしゃると思いますが、ご説明させていただきます。

青色専従者給与は、所得税及び住民税が掛からないように、殆どの方が給与金額を設定されていると推測し、ご存知の通り、他の者の扶養者にもなれない＝定額減税の機会が無いのではないかと悩まされました。

一部の方には、6月14日の支部総会時に、研修講師の武智先生にも確認して、103万円を超えるように、令和6年のみ(武智先生は、令和6年下半期及び令和7年上半期の給料を上げることも一つの方法と仰ってました)賞与等で調整して、とりあえず税額を出るようにするとお答えしました。

その後、個別に問合せのあった会員にも、いくらに設定すれば、所得税・住民税共に有利なるか・・・は、試算しないと明言できないとお答えしました。

これは、定額減税が、当初は「税額ありき」だったからです。

先日、泉佐野支部の川瀬智規会員と話していて「その問題は解決されたでしょ」と教えていただき、定額減税コールセンターにも確認したところ、青色専従者(103万円未満)の場合は、源泉徴収票の摘要欄に「所得税の定額減税控除済額」「控除しきれなかった額」を記載することにより、市の方で確認給付してくれると言っていました。

確定申告の場合

令和6年分確定申告書には、44「令和6年分特別税額控除」欄及び45「再々差引所得税額(基準所得税額)欄が追加される予定です。

そこで、【44「令和6年分特別税額控除」－43「再差引所得税額】を計算することにより、不足額給付時における「所得税分控除不足額」を算出することを想定.となっています。

別紙参照

末筆ではありますが、川瀬会員には感謝です。

支 部 長

木戸 朋宏

調査研究委員会副支部長 大和屋 佐奈枝